

令和2年4月30日付け省令改正における自立支援医療の申請等の取扱いについてのQ&A（令和2年5月8日時点）

Q1. 今回の支給認定の有効期間の延長は、更生医療・育成医療・精神通院医療の全てにおいて対象となるか。また、延長の対象者について有効期間以外の条件（疾患の種類等）はあるか。

A1. 今回の延長は更生医療・育成医療・精神通院医療の全てにおいて対象となります（有効期間を原則3ヶ月以内としている更生医療・育成医療についても、一律に1年間の延長とします。また、育成医療については、有効期間中に満18歳になる場合が考えられますが、同様に1年間の延長として差し支えありません）。延長の対象者については、有効期間以外の条件を設けておらず、令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が終了する全ての受給者が対象と考えて差し支えありません。

Q2. 新規の申請や変更の申請についてはどのように取り扱うか。

A2. 新規や変更については通常通り申請していただくこととなります。ただし、申請書類の提出については郵送で対応していただく等、受給者が申請のための外出を回避することが出来るように努めていただくようお願いいたします。

Q3. 有効期間を延長するにあたり、対象者が何らかの手続きをとる必要があるか。

A3. 対象者の手続きは不要です。自治体及び医療機関においては、対象の受給者証の有効期間を読み替える形でのご対応をお願いいたします。

Q4. 施行通知第3留意事項（1）に「受給者証等については、現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用することとする」とあるが、医療機関等の混乱を避けるため、延長後の有効期間を記載した受給者証を新たに発行することは差し支えないか。

A4. 差し支えありませんが、対象者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、今回の改正を受けた受給者証の取扱いについて十分に周知をお願いいたします。

Q5. 精神通院医療においては、診断書の提出は2年に一度で足りるとしているところ、本来当該期間内に予定されていた再認定の申請時に、診断書が必要であった受給者、不要であった受給者それぞれの診断書の提出についてはどのように取り扱うか。

A 5. 診断書が必要であった受給者、不要であった受給者ともに本来の診断書の提出から1年遅らせるという考え方でご対応をお願いいたします。

(例) 令和2年3月31日に期限が満了する受給者について、同年4月1日以降の再認定の申請を予定していた場合

- ・本来診断書の提出が必要であった受給者→令和3年4月1日～の申請時(次回)に提出
- ・本来診断書の提出が不要であった受給者→令和4年4月1日～の申請時(次々回)に提出(次回の申請時の提出は不要)

Q 6. 対象者で既に再認定に係る診断書や申請書類を提出している場合、支給認定をどのように行うか。

A 6. 各自治体の判断により、受給者証の有効期限が延長されている旨ご連絡する、延長後の有効期限を記載した受給者証を新たに発行するなど、適宜対象者に配慮したご対応をお願いいたします。

Q 7. 延長になった期間の所得区分はどのように取り扱うか。

A 7. 所得区分に関して変更の申請等があった場合は、施行通知第3留意事項(2)に記載のとおりにご対応をお願いいたします。

※このQ & Aは便宜的に作成したものであり、今後追加や変更もあり得ることに御留意ください。



健発 0430 第3号  
障発 0430 第5号  
令和2年4月30日

各 都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省健康局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

#### 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について

今般の新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の発生の状況等に鑑み、本日、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。)が公布及び施行されたところである(別添参照)。

改正省令の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、これらについて御了知いただくとともに、管内の医療機関等の関係者に対して周知を図り、その施行に遺漏なきよう特段の御配慮をお願いする。また、各都道府県知事におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対しても周知を行っていただくようお願いする。

なお、第3の留意事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

#### 記

##### 第1 改正省令の趣旨

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが…重要」と指摘されていること等を踏まえ、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、次に掲げる医療費(以下「小児慢性特定疾病医療費等」という。)について、支給認定の有効期間の延長措置を講ずるもの。

- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく小児慢性特定疾病医療費

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援医療費
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。)に基づく特定医療費

## 第2 改正の概要

- (1) 改正省令の施行の日(令和2年4月 30 日)から令和3年2月 28 日までの間に支給認定の有効期間が満了する支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等、支給認定障害者等及び支給認定患者等(以下「対象受給者」という。)が新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により、医師の診断書等を提出することが困難な場合には、当該支給認定の有効期間は、改正省令の施行の際現に効力を有する支給認定の有効期間に1年を加えた期間とすること。
- (2) 令和2年3月1日から改正省令の施行の日の前日(令和2年4月 29 日)までの間に有効期間が満了した対象受給者の支給認定について、改正省令の施行の際に現に効力を有するものとみなして、(1)を適用すること。この場合の支給認定の有効期間は、令和2年3月1日に効力を有していた支給認定の有効期間に1年を加えた期間とすること。

## 第3 留意事項

### (1) 受給者証の取扱いについて

改正省令により有効期間が延長された支給認定に係る受給者証については、当面の間、現に対象受給者に交付されているものを引き続き使用することとして差し支えないこと。ただし、その際、対象受給者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、受給者証の取扱いについて十分に周知すること。

### (2) 変更申請等の取扱いについて

現に対象受給者に交付されている受給者証の記載事項等に変更が生じた場合は、児童福祉法第 19 条の5、障害者総合支援法第 56 条、難病法第 10 条等の規定に基づき、変更の申請等により対象受給者に係る支給認定の変更の認定を行うこととなるが、当該申請及び認定の手続においては、郵送により、申請の受付や受給者証の返還を行うこととするなど、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた対応を行うよう配慮すること。

## 第4 施行期日

改正省令は、公布の日(令和2年4月 30 日)から施行する。

○厚生労働省令第九十二号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の三第六項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五十五条及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第九条の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則の一部改正

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第七條の九（略）</p> <p>② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一 指定医（法第十九条の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）の診断書（同項に規定する診断書をいう。第七條の十一第一項第三号、第七條の十三第一項、第七條の十六、第七條の十八及び附</p>	<p>第七條の九（略）</p> <p>② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一 指定医（法第十九条の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）の診断書（同項に規定する診断書をいう。第七條の十一第一項第三号、第七條の十三第一項、第七條の十六及び第七條の十八にお</p>

則第五十五条の二第一項において単に「診断書」という。(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、都道府県知事が必要と認めるこれに準ずる診断書)

二・三 (略)

③ 医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間(法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号、第七条の二十三第一項及び附則第五十五条の二において同じ。)内において、第一項各号(第三号及び第六号から第十一号までを除く。)に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限月の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一〜四 (略)

④ (略)

附則

第五十五条の二 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号、次項において「令和二年改正省令」という。)の施行の日から令和三年二月二十八日までの間に医療費支給認定の有効期間が満了する小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の発生又はまん延の影響により診断書を提出することが困難となつた者である場合における第七条の二十一の規定の適用については、一年以内であつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受けることが必要な期間とする。ただし、やむを得ない

いて単に「診断書」という。(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、都道府県知事が必要と認めるこれに準ずる診断書)

二・三 (略)

③ 医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間(法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号及び第七号の二十三第一項において同じ。)内において、第一項各号(第三号及び第六号から第十一号までを除く。)に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限月の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一〜四 (略)

④ (新設)

附則

第五十五条の二 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号、次項において「令和二年改正省令」という。)の施行の日から令和三年二月二十八日までの間に医療費支給認定の有効期間が満了する小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の発生又はまん延の影響により医師の意見書又は診断書を提出することが困難となつた者である場合における第四十三条の規定の適用については、一年以内であつて、支

い事由があるときは、この限りではない」とあるのは、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号)の施行の際現に効力を有する医療費支給認定の有効期間に一年を加えた期間とする」とする。

② 令和二年三月一日から令和二年改正省令の施行の前日までの間に医療費支給認定の有効期間が満了した小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者が前項に規定する者である場合には、当該医療費支給認定については、令和二年改正省令の施行の際現に効力を有するものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項の適用については、同項中「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号)の施行の際現に効力を有する」とあるのは、「令和二年三月一日に効力を有していた」とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正)  
第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第九十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する特例)</p> <p>第十二条 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号、次項において「令和二年改正省令」という。)の施行の日から令和三年二月二十八日までの間に支給認定の有効期間が満了する支給認定障害者等が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の発生又はまん延の影響により医師の意見書又は診断書を提出することが困難となつた者である場合における第四十三条の規定の適用については、一年以内であつて、支</p>	<p>附則</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

<p>改正 附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する特例)</p> <p>第三条の二 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号。次項において「令和二年改正省令」という。)の施行の日から令和三年二月二十八日までの間に支給認定の有効期間が満了する支給認定患者等が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の発生又はまん延の影響により指定医の診断書を提出することが困難となった者である場合における第三十一条の規定の適用につ</p>	<p>給認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な」とあるのは、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号)の施行の際現に効力を有する支給認定の有効期間に一年を加えた」とする。</p> <p>2 令和二年三月一日から令和二年改正省令の施行の前日までの間に支給認定の有効期間が満了した支給認定障害者等が前項に規定する者である場合には、当該支給認定については、令和二年改正省令の施行の際現に効力を有するものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項の適用については、同項中「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号)の施行の際現に効力を有する」とあるのは、「令和二年三月一日に効力を有していた」とする。</p>
<p>改正 附 則</p> <p>(新設)</p>	<p>(難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

2 令和二年三月一日から令和二年改正省令の施行の前日までの間に支給認定の有効期間が満了した支給認定患者等が前項に規定する者である場合には、当該支給認定については、令和二年改正省令の施行の際現に効力を有するものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項の適用については、同項中「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号)の施行の際現に効力を有する」とあるのは、「令和二年三月一日に効力を有していた」とする。

2 令和二年三月一日から令和二年改正省令の施行の前日までの間に支給認定の有効期間が満了した支給認定患者等が前項に規定する者である場合には、当該支給認定については、令和二年改正省令の施行の際現に効力を有するものと認められるときは、一年三月を超えない範囲内において都道府県知事が定める」とあるのは、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号)の施行の際現に効力を有する支給認定の有効期間に一年を加えた」とする。



事務連絡  
令和2年4月30日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市区  
特別区  
保健所設置市  
児童相談所設置市

民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省

健康局総務課  
健康局がん・疾病対策課  
健康局結核感染症課  
健康局難病対策課  
社会・援護局援護・業務課

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

健康行政及び援護行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生の状況等に鑑み、本日、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第92号）が公布及び施行され、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」（令和2年4月30日付け健発0430第3号・障発0430第5号厚生労働省健康局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出したところです。

その他の公費負担医療等の取扱いについては、別紙のとおりとすることといたします。各都道府県等におかれては、これらについて御了知いただくとともに、管内の医療機関等へ周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会等に対しましても、この取扱いの周知につき、協力を依頼しておりますこと申し添えます。



(別紙)

1. 公費負担医療等における受給者証等の有効期間

(1) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく療養の給付等

○ 療養券の有効期間の取扱い

現に療養券の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに療養券の有効期間が満了する対象者について、療養券の有効期間を1年延長する。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

○ 特別手当、医療手当、健康管理手当及び保健手当の認定期間の取扱い

現に手当の支給を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに認定期間が満了する対象者について、認定期間を1年延長する。

○ 介護手当の支給の取扱い

現に介護を受けている者について、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの期間、診断書の添付を省略することができる。

(3) 被爆体験者精神影響等調査研究事業

○ 受給者証の有効期間の取扱い

現に受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者について、受給者証の有効期間を1年延長する。

○ 受給者証の検認の取扱い

現に受給者証の交付を受けている者に対して令和2年3月1日から令和3年2月28日までに実施する受給者証の検認において、被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱3(8)アによる確認ができない者に対する受診勧奨を行った日から受給者証の返還等を求めるまでの期間を1年以内に延長する。

(4) 肝炎治療特別促進事業

○ 受給者証の有効期間の取扱い

現に受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者について、受給者証の有効期間を1年延長する。

(5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

○ 参加者証の有効期間の取扱い

現に参加者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに参加者証の有効期間が満了する対象者について、参加者

証の有効期間を1年延長する。

(6) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

○ 受給者証の有効期間の取扱い

現に受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者について、受給者証の有効期間を1年延長する。

(7) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

○ 決定の有効期間の取扱い

現に対象患者の決定を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに決定の有効期間が満了する対象者について、決定の有効期間を1年延長する。

(8) 特定疾患治療研究事業

○ 医療受給者証の有効期間の取扱い

現に医療受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに支給認定の有効期間が満了する対象者について、医療受給者証の有効期間を1年延長する。

なお、有効期間が6月のものについては、延長期間も6月とする。

2. 留意事項

(1) 受給者証等の取扱いについて

1に基づき有効期間が延長された受給者証等については、引き続き、現に対象者に交付されているものを使用することとして差し支えない。ただし、対象者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管下の医療機関に対し、受給者証等の取扱いについて十分に周知すること。

(2) 受給者証等の記載内容に係る変更の申請があった場合の取扱いについて

受給者証等の記載内容に係る変更の申請等があった場合、受給者証等の有効期間に係る記載については、医療機関等の混乱を防ぐため、変更しないこととする。

また、当該変更の申請等の手続においては、郵送により、申請の受付や受給者証等の返還を行うこととするなど、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた対応を行うよう配慮すること。

なお、新規申請の手続についても、郵送により申請の受付をするなど、同様の配慮を行うこと。

中項目NO	大分類	中分類	問	答
1	趣旨	難病・小慢	「新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により、医師の診断書を提出することが困難な場合には」とあるが、個々の患者ごとに判断しなければいけないのか。	「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者を対象に、有効期間の満了日を原則1年間延長する」とあるように、今回の措置は一律のものと考えており、個々の患者ごとに判断するものではない。
2	受給者証	難病・小慢	「受給者証等については、現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用することとする」とあるが、医療機関等の混乱を避けるため、延長後の有効期間を記載した受給者証を新たに発行することは差し支えないのか。	差し支えないが、対象受給者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、受給者証の取扱いについて十分に周知すること。
3	受給者証	難病・小慢	自己負担上限月額については、現在の区分を引き続き適用してよいか。また、その他受給者証の記載事項について、変更申請や変更届が提出され場合は適宜対応することによるか。	変更の申請等があった場合は、施行通知第3留意事項（2）に記載の通り対応されたい。なお、変更の届出についても、同様に対応されたい。
4	対象者	難病・小慢	令和2年3月1日から省令改正の間に有効期間の終期を迎え、更新申請を出された方で、審査会で不認定となった場合、不認定の取り扱いのままよいか。	今回の措置は、「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者を対象に、有効期間の満了日を原則1年間延長する」ものであり、審査会で不認定となった者も有効期間の延長の対象である。
5	対象者	難病・小慢	令和2年3月1日から省令改正の間に有効期間の終期を迎える方で、更新申請を出されなかった場合も、その有効期間の終期から1年間延長するのか。	今回の措置は、「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者を対象に、有効期間の満了日を原則1年間延長する」ものであることから、更新申請を行わなかった者も有効期間の延長の対象となる。

中項目NO	大分類	中分類	問	答
6	対象者	小慢	小児慢性特定疾病医療費について、1年間延長した場合に終期が満20歳を超える際は、20歳の誕生日の前日までの有効期間となるのか。	今回の措置は、「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者を対象に、有効期間の満了日を原則1年間延長する」ものことから、20歳の誕生日以降も延長された有効期間の終期まで医療費助成の対象となる。
7	新規申請	難病・小慢	新規申請については、今回の措置の対象外ということによってよろしいか。(臨床調査個人票もしくは医療意見書等は必要か。)	対象外である。(臨床調査個人票もしくは医療意見書等は必要。)

中項目NO	大分類	中分類	問	答
1	オンライン診療	難病・小慢	<p>電話や情報通信機器を用いた診療等（特定医療に限る。）を受けた場合の自己負担上限額管理票の取扱は、どのようにすればよいか。</p>	<p>本件については、自己負担上限額管理票について、誤った記載や漏れが生じることにより、患者への不利益が生じる可能性があることから、可能な限り都道府県等において、レセプトデータと突合するなどの方法で不利益等が生じぬよう対応されたい。</p>